

成年年齢引き下げで何が変わるの？

～若者の消費者被害防止のためにできること～

2022年4月1日より、民法改正で成年年齢が20歳から18歳に引き下がります。成年年齢が18歳になると、何が変わるのでしょうか？

18歳・19歳が親の同意なしに自由に契約できるようになり、その契約についての責任も自分で負うこととなります。消費者トラブルに巻き込まれないための知識を身につけませんか。



講師

坂東 俊矢 氏

京都産業大学大学院法学研究科教授、弁護士、
特定適格消費者団体 消費者支援機構関西 常任理事



日時 2022年3月26日(土) 13:30～15:30(終了予定)

会場 オルガホール (岡山市北区奉還町1-7-7 オルガビル地下1階)

参加方法(無料)

方法① **会場参加** 先着50名。感染防止対策にご協力ください。(託児なし)

方法② **オンライン参加** YouTube ライブを視聴。見逃し配信を予定しています。

申込〆切 2022年3月11日(金)

お申し込みは、以下 または こちらから → → →
<https://forms.gle/aUUs376dLyA6j7Pw7>

お寄せいただいた個人情報は厳重に管理し、目的以外には使用いたしません。



- 参加方法①、方法②、どちらの場合もお申込みください。
- オンライン参加の方には、YouTube 視聴 URL をメールでお送りします。
- 新型コロナウイルス感染拡大の状況により、中止になる場合があります。

主催：適格消費者団体 消費者ネットおかやま、岡山県消費者団体連絡協議会 **後援**：岡山県・岡山市

問合せ：岡山市北区奉還町一丁目7-7 オルガ5F TEL 086-230-1316 (消費者ネットおかやま)

topics

18歳成年年齢引き下げ、目前!!



県立岡山南高等学校で若者の消費者被害防止ショート動画を作成♪



消費者ネットおかやまでは、2020年から岡山南高校と一緒に、高校生の意識を高める活動を行ってきました。今回、生活創造科3年生の生徒さんが「消費生活」科目授業の中で、「お試しが実は定期購入」「マルチ商法」など若者に多い消費者被害の実例をテーマに、30秒動画を4つ作っています。ぜひ見てみてください♪
福武教育文化財団助成事業です。 [消費者ネットおかやま](#) [検索](#)